

## 裁判官人事評価の評価権者に関する疑問と提案

平成15年10月21日

平山正剛

一般規則制定諮問委員会では、評価権者については所長・高裁長官ということで取りまとめられている。その場合、以下の内容を明確にする必要がある。

### 1 所長・高裁長官の評価は誰が行うのか

- (1) 議事概要の4～5頁では、「民間では評価権者の評価も行われている。新しい評価制度において評価権者になる長官や所長の評価について、現在どのように行われており、それが今回どのように改善されるのか。」という質問に対し、明確な結論が出されていない。

評価権者が所長・高裁長官とすることについて一番注意しなければならないことは、上部からだけの評価となってしまうと裁判官の平等や独立を害する恐れがないようにすることである。一方からだけ評価するのでは、その危険性をどうしても内包することになる。評価権者たる所長や高裁長官については、所属する裁判官から評価するようにすべきである。そうすれば各裁判所の司法行政事務について直接関係する者からの評価となり、かつ平等原則にも資することになる。

### (2) 提案

資料4（配資3）2項の中に続けて、「(3)各裁判所の長の評価は、各裁判所の裁判官会議が委任する委員会が行うものとし、最高裁判所に報告するものとする。」という項目を入れるべきである。1項の中にも判事の前に「高等裁判所長官」を入れるべきである。

### 2 最高裁判所との関係

- (1) 最高裁判所が最終的な評価権を有することには異論はなく、議事概要12頁では評価権者への委任や分掌と説明されている。資料4（配資）2項の記載だけではそのような内容が分からず、評価権者のした評価が最高裁判所裁判官会議に報告されるのか、送付されて事務総局が保管するだけなのか、それとも他の形で扱われるのか明確でない。人事評価は裁判官の独立にも影響しかねないことなので、それらの取り扱いを明確にする必要がある。

### (2) 提案

2項の冒頭に1つの項目を設けて、「(1)最高裁判所は、すべての高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事の人事を、最高裁判所裁判官会議により決する。その前提となる裁判官の人事評価については以下のとおり行うものとする。」とし、報告や保管については確認事項等で定めるべきである。